

# 「2011年度の厚生労働行政を知る」(やまだ塾)

(2011年3月18日掲載)

NO. 20 <児童福祉> 「現物サービスを拡充するための新たな交付金について」(雇用均等・児童家庭局)

＝厚生労働省社会援護局から、都道府県、指定都市及び中核市に向けた説明資料である＝

- 平成22年12月20日になされた「5大臣合意」においては、平成23年度における子ども手当の支給内容等と合わせて、「地方が地域の実情に応じた子育て支援サービス(現物サービス)を拡充することができるよう新たな交付金を設ける」ことについて合意がなされたところである。
- これを踏まえ、平成23年度予算案においては、待機児童対策の実施、地方が独自に行う子育て支援事業のうちの新規事業や既存事業の「上乘せ・拡充」部分等を交付の対象とする交付金として500億円を計上したものである。
- 平成23年通常国会に提出予定の「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する法律案」においては、当該交付金に係る規定を設ける予定である。

また、当該交付金の対象事業は、以下のとおりである。

## ア 待機児童解消のための事業

昨年11月に、待機児童ゼロ特命チームにおいて基本構想が取りまとめられた『待機児童解消「先取り」プロジェクト』のうち、

- ・複数の家庭的保育者(保育ママ)が同一の場所で保育を実施する事業
- ・最低基準を満たす認可外保育施設への公費助成

## イ 地方独自の子育て支援サービス(現物サービス)の新規・拡充部分

地方公共団体が独自に行う子育て支援事業のうち、新規事業又は既存事業に「上乘せ・拡充」をする場合の当該「上乘せ・拡充」部分を対象とする。

なお、既存の地方単独事業への財源充当や金銭給付(利用者負担軽減を除く。)、国の他の補助金等の対象となる経費や地方負担分への充当は対象外とする方向で検討中である。

## ウ 従来の次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)の対象事業のうち、以下の事業

### (ア) 特定事業

乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業、子育て短期支援事業

### (イ) その他の事業

へき地保育所費、家庭支援推進保育事業、次世代育成支援人材養成事業、子どもを

<http://www.yamadajuku.com/>

やまだ塾

Copyright(C) 2011 Shunsaku Yamada. All rights reserved.

守る地域ネットワーク機能強化事業, 子育て支援ネットワーク事業, 子どもの事故予防強化事業

※従来の児童人口配分による事業については, 地方独自の子育て支援サービス(現物サービス)の新規・拡充分に組替え。

エ 従来, 年金特別会計に計上し, 実施してきた児童育成事業のうち, 以下の事業

(ア) 母親クラブなどの地域組織活動を支援する「地域組織活動育成事業」

(イ) 児童委員への研修を行う「地域子育て環境づくり支援事業」

(ウ) 併設する児童福祉施設の機能を活用した民間児童館における取組の支援等を行う「民間児童厚生施設等活動推進事業」

交付金交付手続の詳細等については, 現在, 検討を進めているところであるが, 既存事業からの移行事業については, 従来の補助体系を維持するなど, 極力, 地方公共団体における新たな事務負担が発生しないよう配慮したいと考えている。

(参考・引用: 2010 年度全国厚生労働関係部局長会議(厚生分科会)資料)